電気通信大学大学院情報理工学研究科教授会規程

制定 平成22年2月17日規程第42号 最終改正 令和4年3月31日規程第82号

(設置)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第18条第7項の規定に基づき、 大学院情報理工学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)に関し必要な事項を 定めるものとする。

(構成員)

- 第2条 研究科教授会は、大学院情報理工学研究科(以下「研究科」という。)の担当資格を有する専任教員をもって組織する。
- 2 研究科担当資格を有する特任教員及び客員教員を研究科教授会の構成員に加えること ができる。ただし、人事、予算、組織及び研究科担当資格審査等の事項の審議には加わ らない。

(審議事項)

- 第3条 研究科教授会は、研究科の学生の入学及び修了並びに学位の授与について審議し、 学長に対して意見を述べるものとする。
- 2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第93条第2項第3号の規定により研究科教 授会の意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要な事項として学長が定める事項 は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 学生の転学、留学及び懲戒に関すること。
 - (2) 教育課程の編成に関すること。
 - (3) 研究科担当教員の資格審査に関すること。
- 3 研究科教授会は、前項各号に掲げる事項について審議し、学長に対して意見を述べる ものとする。
- 4 研究科教授会は、研究科の運営に関する次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 第1項及び第2項に掲げる事項以外の教育又は研究に関すること。
 - (2) 研究科内の予算配分に関すること。
 - (3) 研究科教授会及び研究科代議員会の構成及び運営に関すること。
 - (4) 研究科代議員会に付託する審議事項に関すること。
 - (5) その他研究科の運営に関すること。
- 5 学長は、第2項に掲げる事項を改正するときは、研究科教授会の意見を聴くものとする。

(会議の運営)

- 第4条 研究科長は、研究科教授会の議長となる。
- 2 研究科長は、研究科教授会を主宰する。研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究 科長が指名する者がその職務を代行する。
- 3 研究科長は、研究科教授会の構成員の3分の1以上が審議事項を定めて会議の開催を 要求した場合、研究科教授会を召集しなければならない。

(会議の開催)

第5条 研究科教授会は、構成員の2分の1以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、教授会開催日における授業担当、出張、研修及び1か月以上の長期療養中の者は、構成員の数に算入しないものとする。

(議事)

第6条 研究科教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決する ところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 研究科教授会は、必要と認めた場合は、構成員以外の者を研究科教授会に出席させて意見を聴くことができる。

(代議員会)

- 第8条 研究科教授会は、研究科の円滑な運営を図るため第2条第1項の構成員の一部を もって構成される研究科代議員会を置く。
- 2 研究科教授会が研究科代議員会へ付託した審議事項は、研究科代議員会の議決をもつ て研究科教授会の議決とすることができる。
- 3 研究科教授会は、前項の定めるところにより研究科代議員会により審議決定された事項について、必要に応じ説明又は報告を求めることができる。
- 4 研究科代議員会に関する事項は、別に定める。

(専門委員会)

第9条 研究科教授会に、次の専門委員会を置く。

予算委員会

教育委員会

入学試験委員会

2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第10条 削除

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究科教授会の運営に関し必要な事項は、研究科 教授会が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日前に大学院電気通信学研究科に入学した者(以下「研究科在学者」 という。)に係る教育課程の編成に関する事項、修了その他学籍に関する事項、学位の 授与その他必要な事項の審議については、この規程を適用する。

附 則 (平成24年5月22日規程第54号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第56号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第37号) この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月27日規程第45号) この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第109号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第99号) この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規程第82号) この規程は、令和4年4月1日から施行する。